

議案第41号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項及び第7条第2項前段中「対象者」の次に「及び第2号対象者」を加える。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

提案理由

子どもの医療費助成における県外医療機関の現物給付拡大に伴い、対象者の整理が必要なため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

令和 6 年 12 月 13 日原案可 決